

# 2016 ぐらしのサポーター通信

## 訪問購入（押し買い）に関するトラブル

<ハイライト>

- 今月のテーマ
- ・ 訪問購入（押し買い）に関するトラブル
- ・ 「オリンピック財団」名乗る詐欺に注意！
- ・ 訪問販売による屋根工事等に関するトラブル
- サポーター活動サポート
- お知らせ
- ぐらしのコラム
- 面白いキャッチコピー  
～よく考えて～

事業者が、古着などのどこの家庭にもあるような物の買い取りを理由に訪問し、実際は金やプラチナなどの貴金属やブランド品などを、強引に相場より安く買い取る「訪問購入（押し買い）」に関するトラブルが、全国的に多く寄せられています。

県消費者情報センターに寄せられた「訪問購入」の相談は、平成28年4～6月で12件、昨年（2015年）の4～6月（2件）に比べて増加しているため注意が必要です。

### ■ 県センターへの相談事例

1. 古着を買い取ると電話があり、訪問を承諾。用意した古着は見ようとせず「貴金属はないか」とすごまれた。「ない」と答えると態度が豹変し、出ずまで帰らないという雰囲気になった。仕方なく出した金歯2本を200円、衣類はミンクのコートだけを1,000円で買い取って帰った。
2. 不要な衣類を買い取ると電話があった。その後も同じ業者から再度電話があり、「貴金属も買い取る」と言われた。断ったが、氏名などの個人情報を伝えてしまったので心配だ。
3. 訪問購入業者にネックレスを売却した際に、運転免許証の提示を求められ、番号を控えられた。なぜ免許証の番号が必要なのか疑問だし、悪用されないかも心配だ。



「消費者庁イラスト集より」

### ■ 注意していただきたい事項

- ① 買取りを頼むつもりが無い場合は、きっぱりと断りましょう。断っているのにしつこく食い下がられたり、帰るように言っても帰ってくれないなど危険を感じた時は、警察を呼びましょう。
- ② 1万円以上の古物の買受けを行う場合、古物営業法によって、業者は売り主の本人確認を義務を負うため、個人情報の提示を求められる場合があることを承知の上で、買取りを頼みましょう。
- ③ 契約してしまっても、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、事業者に書面で通知すればクーリング・オフすることができ、引き渡した物品を取り戻せます。（「家電（携行が容易なものは除く。）」や「家具」、「自動車（二輪のものを除く。）」「有価証券」、「書籍」「CD、DVD、ゲームソフト類」を除く）



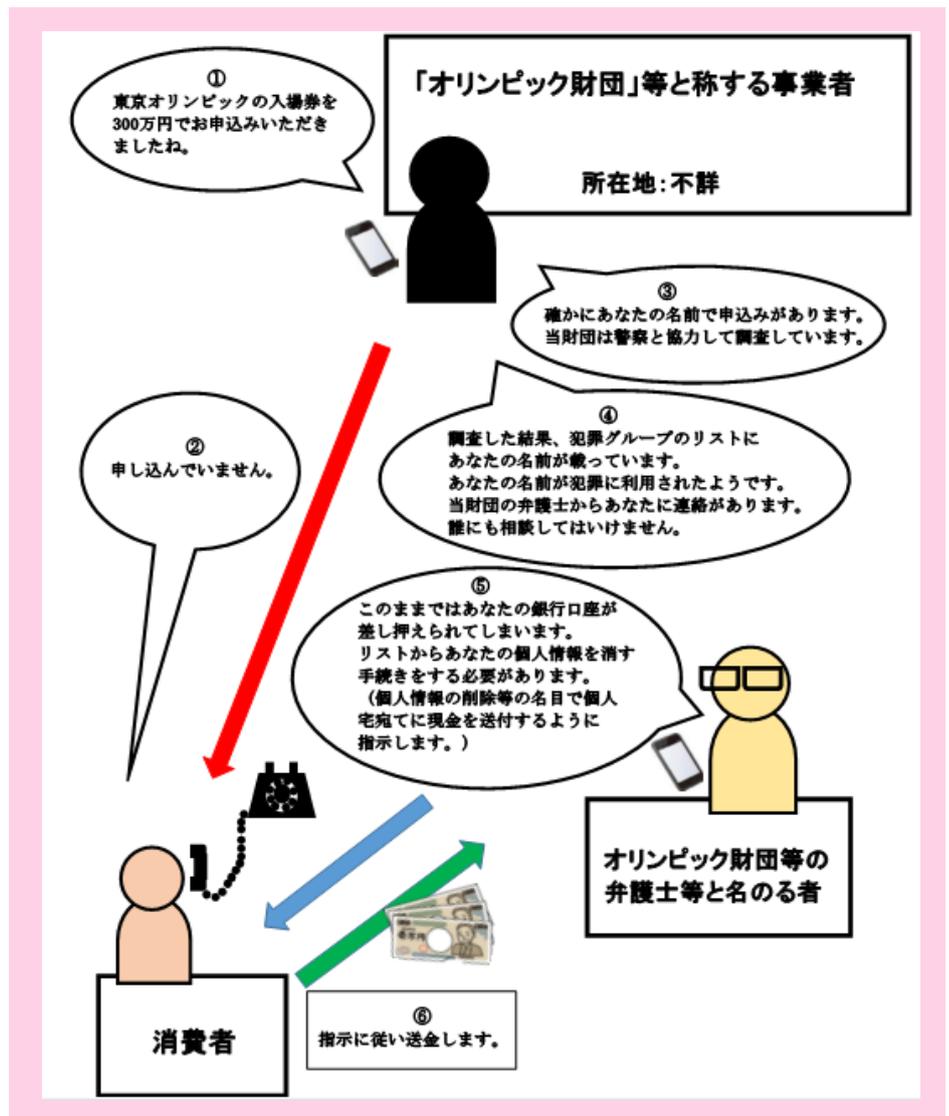
## 「オリンピック財団」名乗る詐欺に注意！

(消費者庁)

平成27年8月以降、消費者宅に「オリンピック財団」等と称して電話し、あたかも消費者名義で多額の東京オリンピックのチケット申込みがあるかのように偽り、「チケットの申込みをしていない」と答えた消費者に対し、「調査した結果、犯罪グループのリストにあなた（消費者、以下同じ。）の個人情報が載っている。」「このままではあなたの銀行口座が差し押さえられる。」などと言って消費者を欺き、威迫し困惑させて、当該リストから個人情報を削除する等の名目で金銭を請求しようとする事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

### ■ 手口について

- ① オリンピック財団を名乗る者から、多額のオリンピックチケット申込み確認の電話。
- ② 「申し込んでいない」と答える消費者。
- ③ 確かにあなた名義で申込みがある。同様の被害に遭った方がいて、財団は警察と協力して調査している。
- ④ 調査の結果、犯罪グループのリストにあなたの名前があり、犯罪に利用されたようだ。財団の弁護士からあなたに連絡がある。誰にも相談してはいけません。
- ⑤ このままではあなたの銀行口座が凍結される。リストから個人情報を消す手続きをする必要があります。（個人情報の削除等の名目で個人宅宛てに現金を送付するように指示します。）
- ⑥ 指示に従って送金。



### ■ 注意していただきたい事項

- ① **オリンピック財団等やその関係者を名乗る者から、東京オリンピックのチケット申込みや購入等に関する電話があっても、すぐに電話を切るなどして絶対に応じないようにしましょう。**
- ② オリンピック財団等やその関係者を名のる者から電話で、「あなたの個人情報が犯罪グループのリストに載っている。」「このままではあなたの銀行口座が差し押さえられる。」「銀行口座が差し押さえられると年金ももらえなくなる。」などと言われて、**当該リストから個人情報を削除する等の名目で送金を求められても、決して応じてはいけません。**
- ③ 事業者が勧誘等の際に、「**誰にも相談してはいけません。**」「**家族にも話してはいけません。**」など言うのは**詐欺の手口です。**契約等をする前に家族や消費生活相談窓口（消費生活センター等）に相談しましょう。

## 訪問販売による屋根工事等に関するトラブル

高齢者等を中心に、自宅を訪問してきた業者と、瓦や雨漏りなどの屋根工事等の契約を行い、トラブルになっている事例が見られます。

### ■ トラブルの例

- 高齢者等が次々と不必要な工事を勧誘されている。
- 雨漏りの修理の契約をし、工事は完了になったが直っていなかった。
- 短時間で終わる簡易な工事だったのに、工事代金が不当に高額だ。
- 見積書の提出を依頼しただけなのに、突然工事が始まった。
- 見積書や契約書の不交付、あるいは契約内容が特定できない不適切な書面が交付されている。
- 見積書に数量・単価等の記載が無く、内訳が不明だ。
- 契約書面に「保証は10年間」と記載されているのに、無償で対応してもらえない。



「消費者庁イラスト集より」

### ■ 注意していただきたい事項

- 訪問販売のような不意打ち性の高い勧誘の場合、**その場で契約せず、慎重に考えましょう。**
- **複数の業者から見積書をとって**、金額と工事内容を確認しましょう。
- 工事内容について業者と話し合ったことは、記録に残しましょう。
- 1人暮らしの高齢者等が被害にあった場合、被害が表面化するまで時間がかかり、その間に被害が拡大してしまうことがあります。**家族や身近な人の見守りが不可欠**です。

### サポーター活動サポート

皆様が、日々のサポーター活動を行う上での、参考にしてください。

#### ● 消費者庁イラスト集 <http://www.caa.go.jp/region/illustration/index.html>

消費生活等に関するイラスト集。啓発チラシ等の作成時にご利用下さい。  
使用前に、必ず「**イラスト使用条件**」を確認し、適切に利用して下さい。

#### ● 消費者庁「特定商取引法ガイド」より「すぐ使えるシナリオ例」

<http://www.no-trouble.go.jp/use/PO302019.html>

ページ最下段に消費者被害に関する「寸劇の台本」が掲載されています。



アカウント名「徳島県防災・危機管理情報」で、「消費者被害に関する情報」のツイートを行っています。

防災・危機管理関連の情報ははじめ、幅広いツイートを行っていますので、良かったらフォローして下さい！



## 徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>

「消費者教育推進大使」  
すだちくん

## ◆ くらしのコラム ◆

## 面白いキャッチコピー ～よく考えて～

5か6年くらい前の事。生産者と流通（小売りも）、それに消費者（モニター）の会があり、参加したことがある。主催者が基本的なことを説明し、自由討論の時間となった。

手を挙げて私は言った。『あのお・・・スーパーには、「広告の品」、「特売品」、「お買い得品」、「サービス品」や「スペシャル品」、「お値打ち品」、「おすすりめ品」などなどの札がある。どの品がどれだけの割引になっているのか知りたい。質問が終わると同時に大爆笑になった。司会者（主催者）も笑いで、流通（小売り）に答えは求めなかった。

雰囲気から察するところ、キャッチコピーには標準的な割引の順位は決まっていない。それこそ消費者力を試されている。

くらしのサポーター 三原茂雄

## ◆ お知らせ ◆

## 心の健康相談・法律相談を開催します

「心の健康」や「多重債務等の法律問題」について、専門家による無料相談会を実施します。1人で悩まずにご相談ください。

| 開催日      | 心の健康相談                 | 多重債務等の法律相談  |
|----------|------------------------|-------------|
| 9月 2日（金） | 9：30～12：00             | 14：00～16：00 |
| 9月13日（火） | 9：30～12：00             | 14：00～16：00 |
| 9月20日（火） | ※ 総合相談会<br>10：00～15：00 |             |

※「総合相談会」は、「心の健康相談」「多重債務等の法律相談」のほか、「総合労働相談」「職業訓練等の相談」「生活保護・住宅支援給付の相談」「総合支援資金貸付等の相談」「生活・就労、若者の自立に関する相談」を実施します。

【会 場】 ハローワーク徳島（徳島市出来島本町1丁目5番地）

【事前予約について】

- ◆ 2日・13日は、事前予約の方を優先させていただきます。
- ◆ 20日は、事前の予約不要で先着順に相談を受け付けます。

【お申し込み・お問い合わせ】

徳島県消費者情報センター

電話 088-623-0612

相談料  
無料

くらしのサポーター担当者より

以前、サポーター活動手帳のコメント欄で「寸劇の台本があれば教えてほしい」というご意見をいただいております。

そこで、今回、「サポーター活動サポート」として、消費者庁のフリーの画像集と寸劇台本をご案内させていただきました。

今後も有用なものがあればご案内させていただきたいと思っております。

（長谷）